

EU 競争法における和解 (settlement) 手続の導入と課題

庄 司 克 宏

- 一 はじめに
- 二 和解手続導入の背景
- 三 和解手続の概観
- 四 和解手続の特徴と問題点
- 五 結語に代えて

一 はじめに

EC 条約第八一条（競争制限的行為の禁止）および第八二条（支配的地位の濫用の禁止）の遵守確保（enforcement）を強化するために、規則一七／六二を改正して制定された規則一／二〇〇三⁽¹⁾が、二〇〇四年五月一日より施行されている。なお、施行規則として規則七七三／二〇〇四⁽²⁾が制定され、また、それに伴って様々な告示 (Notice) も出されている。

これらは、EU 競争法の遵守確保制度の「現代化」(modernisation)と総称される。その主な特徴は、第一に適用免除 (EC 条約第八一条三項) の事前届出制の廃止、第二に EU 競争法の分権的適用、および、第三に事後のコントロールの強化にある。⁽³⁾

その後、EU レベルの競争当局であるコミッションにより、EU 競争法違反行為のうち、とくにカルテルの摘発と抑止を目的として、制裁金算定方法ガイドライン改正⁽⁴⁾におけるカルテルの厳罰化、カルテルを対象とするリーニエンシー (制裁金減免) 制度の改正強化⁽⁵⁾、私訴による損害賠償請求の強化⁽⁶⁾の検討などが行われている。⁽⁷⁾

他方、以上に加えて、コミッションは「和解手続」(settlement procedure)⁽⁸⁾を導入した。すなわち、二〇〇八年六月三〇日、「カルテル事件における和解 (settlement) 手続の処理に関して、規則 (EC) 七七三/二〇〇四を改正する二〇〇八年六月三〇日付コミッション規則 (EC) 六二二/二〇〇八」⁽⁹⁾ (以下、同規則により改正された規則七七三/二〇〇四を、非改正部分を含めて改正規則七七三/二〇〇四と略称する) および「カルテル事件において理事会規則 (EC) 一/二〇〇三第七条及び第二三条に従って決定を採択するための和解手続の処理に関するコミッション告示」⁽¹⁰⁾ (以下、和解手続告示) を採択した。改正規則七七三/二〇〇四は二〇〇八年七月一日に効力を発生した。

和解手続は、上記のリーニエンシー制度等と異なり、事業者の自発的な協力を得てカルテルの摘発と抑止を図ることを直接の目的とするものではない。それは、事業者に対する制裁金の一〇パーセント減額を見返りにコミッションがカルテル事件の一層迅速かつ効率的な処理をすることができるようになることを目的として導入された。⁽¹¹⁾

本稿の目的は、第一に和解手続が導入された背景を述べた後、第二に同手続を概観するとともにその特徴と問題点を指摘し、第三に和解手続がその導入目的に資するものとなりうるかどうかについて若干の検討を行うこと

である⁽¹²⁾。なお、和解制度の一般的な長所や短所について理論的に考察すること、また、アメリカの答弁取引 (plea bargaining) との比較検討を行うこと等は、本稿の検討の対象外とする。

二 和解手続導入の背景

コミッションの競争政策担当委員であるネーリー・クルス (Neelie Kroes) 氏は、二〇〇五年の講演において、カルテルに対する嚴重な取り締まりが功を奏した反面、それに伴ってリーニエンシーの申請と第一審裁判所への提訴が急増している点を指摘し、EU 競争法に和解手続を導入する可能性を次のように示唆している。

「第一に、非常に多くの「違反行為の排除を命じたり、制裁金を科す」遵守確保決定は、それに伴って必然的に裁判所への提訴件数を増大させることとなります。一件のカルテルに関する決定が平均して三、四件の提訴を誘発しております。……」

第二に、免除の申請件数の増加は、コミッションが毎年実施する調査件数に直接の影響を及ぼします。

第三に、「二〇〇二年リーニエンシー告示に基づく」現行の欧州リーニエンシー・プログラムは、理想世界ならばコミッションが自分たちに提出されるすべての申請を処理するということを意味します。さもなければ、私たちは申請者たちを不安定な状況に置くことになりかねません……」

そのため、コミッションはカルテル取り締まりに成功することによってその犠牲になるという危険を冒しているという確信が私の中ますます募っています。これは、私たちの長期的な実効性、持続的なゼロ容認戦略を損ないかねません⁽¹³⁾。」

以上の指摘に見られるように、EU 競争法に和解手続が導入されたことの背景には、その動機として二つの要因が存在したと言われる⁽¹⁴⁾。第一の要因は、リーニエンシー制度の導入により、とくに二〇〇二年告示以降、カル

テル事件の処理件数が急増し、コミッションの決定に至るまでに平均して約三年半を要しているということがある⁽¹⁵⁾。また、第二の要因は、コミッションの決定の取消を求める訴訟（第一審裁判所への提訴および欧州司法裁判所への控訴）の件数増大に伴うコストである⁽¹⁶⁾。たとえリーニエンシーの申請があっても、制裁金の減免に不服がある場合には提訴がなされる。また、一つのカルテル事件であっても、複数の事業者がそれぞれ取消訴訟を提起する。競争法分野（国家援助を除く）における第一審裁判所への提訴件数は、二〇〇〇年三六件、二〇〇一年三六件、二〇〇二年六一件、二〇〇三年四三件、二〇〇四年三六件、二〇〇五年四〇件、二〇〇六年八一件、二〇〇七年六二件となっている⁽¹⁷⁾。

改正規則七七三／二〇〇四の前文(4)には「それゆえ、コミッションがカルテル事件を一層迅速かつ効率的に処理することができるようにするために、和解手続が確立されるべきである」と述べられている⁽¹⁸⁾。迅速かつ効率的なカルテル事件の処理により、コミッションの資源が他の事件に振り向けられる結果、カルテルの摘発率が上がり、また、EU競争法の遵守確保の効率が全般的に向上すると期待されている⁽¹⁹⁾。

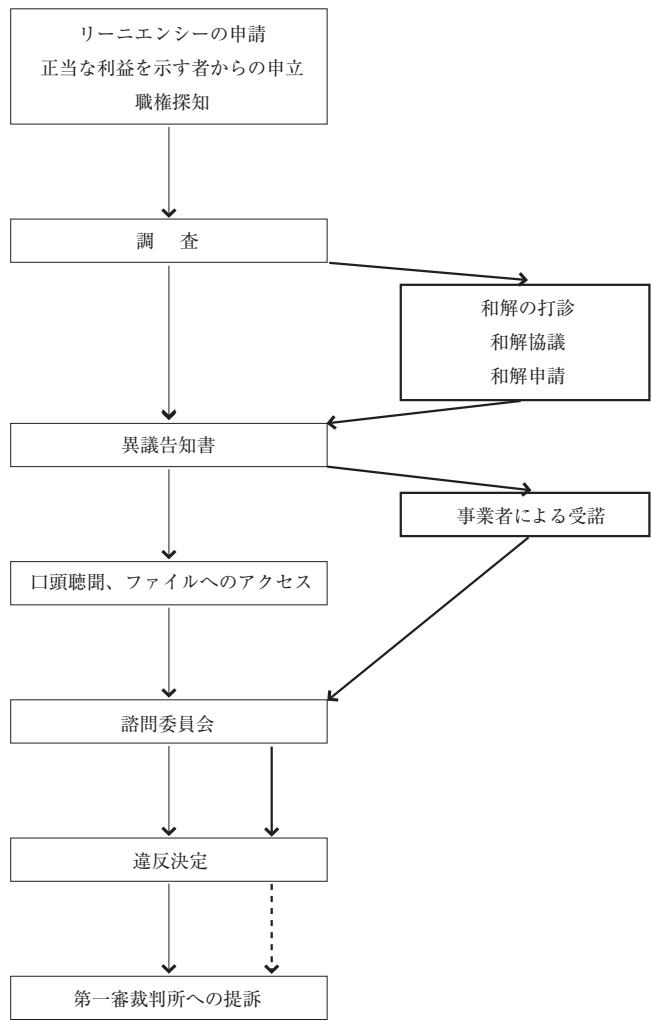
三 和解手続の概観

(1) カルテル事件における通常の違反決定手続

規則一／二〇〇三第二三条および第七条に基づく決定の採択に至る手続（以下、違反決定手続）に基づき、カルテル事件の処理は次のように行われる⁽²⁰⁾。〔図参照〕。

第一に、違反決定手続の開始は、リーニエンシーの申請、正当な利益を示すことのできる自然人または法人および加盟国による申立、コミッションの職権探知による⁽²¹⁾。

図：カルテル事件における和解手続



（細い線は通常の違反手続の流れ、太い線は和解手続に関連する流れを示す）

Andreas Stephan, *The Direct Settlement of EC Cartel Cases*, ESRC Centre for Competition Policy, December 2007 (available at http://ec.europa.eu/comm/competition/cartels/legislation/cartels_settlements/astephan.pdf), p. 42 に依拠して作成。

第二に、コミッションによる調査が行われ、その際に当該事業者に対する情報提供要求、立入検査等がなされる⁽²²⁾。

第三に、当該事業者への異議告知書⁽²³⁾ (statement of objections) の送付、聴聞の実施、ファイルへのアクセス、当該事業者からの異議告知書への回答、コミッション競争総局および加盟国競争当局の代表で構成される「競争制限的行為及び支配的地位に関する諮問委員会」(the Advisory Committee on Restrictive Practices and Dominant Positions) (以下、諮問委員会) への諮問等が行われる⁽²⁴⁾。

第四に、当該事業者に対する違反決定が採択され、違反行為の排除、制裁金等が命じられる⁽²⁵⁾。この決定に不服がある場合、第一審裁判所に取消訴訟 (EC 条約第二三〇条)⁽²⁶⁾ が提起される。

(2) カルテル事件における和解手続

コミッションは和解手続に入るか否かについて裁量権を有している (和解手続告示第三、五段)。事業者に和解の権利はない (和解手続告示第六段)。

和解手続は違反決定手続の一部として行われ、次のようなプロセスを経る「図参照」。第一に和解の可能性についての打診がなされ、第二に和解協議 (settlement discussions) が開始、実施される。第三に和解申請書 (settlement submissions) の作成と提出がなされ、第四にそれをうけて和解に基づく異議告知書が作成され、当事者が受諾すると、最後に和解決定がコミッションにより正式に採択される。

① 和解の可能性についての打診

コミッションによるカルテル調査の段階で、当事者はコミッションとの和解の可能性について関心を表明することができる⁽²⁷⁾。すなわち、リーニエンシー申請者や調査措置の対象者のように、調査の存在を知る事業者は、そ

の段階ですでにコミッションに対して和解を行うことに関心を有している旨示すことができる。⁽²⁸⁾

② 和解協議の開始と実施

コミッションは、ある事件が和解に適しているとみなすならば、調査が異議告知書の起草段階に達した段階で違反決定手続を開始する(和解手続告示第九段)。(このように、和解協議が始まるのは、コミッションがカルテルに関する証拠の収集と分析を行い、当該事業者に異議を提起する準備ができた状態になってからのことである。)次いでコミッションは、書面による関心表明のための最終期限(二週間)⁽²⁹⁾を設定して、違反決定手続の当事者すべてについて和解協議に入ることに関心を有するか否かを文書で打診する(改正規則七七三/二〇〇四第一〇a条一項、第一七条三項、和解手続告示第一一段)。当事者の書面による要請に基づき、コミッションは違反決定手続の開始から異議告知書の採択までの間に和解協議を行うことを決定することができる⁽³⁰⁾(和解手続告示第一四段)。

和解協議は、コミッション競争当局と和解候補者との間の二者間合意により行われる(和解手続告示第一四段)。和解協議中に開示される情報について、改正規則七七三/二〇〇四第一〇a条二項一段には次のように規定されている。

「和解協議に加わる当事者はコミッションから次の点について情報を付与されることができる。

- (a) コミッションが当事者に対して提起することを想定している異議、
- (b) 想定されている異議を決定するために使用される証拠、
- (c) 当事者がカルテルの一定期間又は他の特定の側面に関する自己の位置を確定することを可能にする目的で当事者による要請が正当化される限りにおいて、当該時点で事件ファイルに含まれている特定のアクセス可能な文書の非公開でないバージョン、及び、
- (d) 潜在的な制裁金の範囲。」

このようにして、和解協議では適時に、想定されている異議を支持するファイルの証拠に基づいて、容疑事実、それらの位置づけ、違反の重大性および期間、責任の帰属、予想される制裁金の程度の見積もりについて話し合われることになっている。事件ファイルに含まれるアクセス可能なバージョンの（証拠以外の）他文書は、事業者が所与の期間または問題における自己の立場を確定するために正当化され、この開示により和解手続で追求されている全体的な効率性が危険に晒されないならば、理由を付した要請により開示されうる⁽³¹⁾（和解手続告示第一五、一六段）。

③ 和解申請書の作成と提出

和解協議が進展し、想定される異議の範囲およびコミッションにより科される制裁金の範囲の見積もりに関して共通の理解に至るとともに、コミッションが全体的な協議の進展に照らして手続上の効率性が達成される見込みがあるとの暫定的な見解に達するとき、コミッションは少なくとも一五営業日の期限を設定して、事業者に最終的な和解申請書を提出させることができる（改正規則七三／二〇〇四第一〇a条二項、第一七条三項、和解手続告示第一七段）。和解申請書は、定型の書式に従って作成され、和解協議の結果に沿って起草される。⁽³²⁾

コミッションとの和解による事件の解決を望む当事者は和解協議への関心を申告した後、事業者ごとに代表を一人任命し、コミッションと協議した条件でかつ以下を含む和解申請書を提出しなければならない⁽³³⁾（和解手続告示第二〇段）。

- (a) 当事者の違反に対する責任についての自認（違反行為の目的、当事者の役割、違反への参加期間などの情報を含む）
- (b) 当事者がコミッションにより科されると予想する制裁金の上限額の表記
- (c) 当事者がコミッションの異議について十分な情報を受け、また、聴聞の機会を十分に与えられた旨の確認

(d) 当事者がファイルへのアクセスおよび公式の口頭聴聞を求めない旨の確認

(e) 当事者が所定のEU公用語で異議告知書およびコミッションの最終決定を受領する旨の同意

当事者は和解申請書を提出することにより、コミッション決定が和解申請の内容を最終的に反映し、それに示される制裁金の上限より高い制裁金を科さないという条件に服して、和解手続に従う旨確認する⁽³⁴⁾ (和解手続告示第二一、二二段)。事業者から和解申請書が提出されると、コミッション競争総局は受領書を送付する⁽³⁵⁾。

④ 和解に基づく異議告知書の作成と当事者の回答

コミッションは、和解要請を考慮に入れて異議告知書を作成する。異議告知書が当事者の和解申請を反映するものであるならば⁽³⁶⁾、関係当事者はコミッションが設定する少なくとも二週間の期限内に回答を行い、異議告知書が和解申請の内容に合致している旨、また、それゆえに和解手続に従うことを引き続き確約する旨確認する⁽³⁷⁾ (改正規則七七三/二〇〇四第一〇a条三項、和解手続告示第二五、二六段)。

⑤ 和解決定の採択

コミッションは関係当事者から前述の回答を受け取ると、口頭聴聞およびファイルへのアクセスを省略して、和解決定⁽³⁸⁾ (違反決定) 案を諮問委員会に諮る。その後コミッション (委員長を含む全委員の会合による) が和解決定⁽³⁹⁾ を採択する。和解決定において制裁金の最終的な金額が示されるが、和解当事者の各々に和解の「報酬」として制裁金額の一〇パーセントが減額される⁽⁴⁰⁾ (改正規則七七三/二〇〇四第一〇a条三項、和解手続告示第二八、三〇、三一、三三、三三、三三)。和解決定は、通常の違反決定と同様、EC条約第二三〇条 (取消訴訟) に基づく第一審裁判所 (および欧州司法裁判所) の司法審査に服する (和解手続告示第四一段)。

四 和解手続の特徴と問題点

和解手続の導入に関する改正規則七七三／二〇〇四および和解手続告示において見られる和解手続の特徴と問題は、コミッションの裁量権および制裁金の設定、リーニエンシー制度の併用および私訴との関係に関連して、以下のとおりである。

(1) コミッションの裁量権および制裁金の設定

欧州司法裁判所によれば、競争政策はコミッションに広範な裁量権が存在することを特徴とする分野である⁽⁴¹⁾。コミッションは和解手続についても広範な裁量権を行使することができる。すなわち、どのカルテル事件において当事者の和解協議に入る関心を探るのに適しているのかを決定すること、実際に和解協議に入ること、和解協議を中止すること、和解を確定させることについて、自由に決定することができる（和解手続告示第三、五段）。

具体的には、たとえばコミッションは和解内容と異なる異議告知書および決定を採択する権利を留保している（和解手続告示第二七、二九段）。他方、当事者は和解の要請を一方的に取り消すことはできない（和解手続告示第二二段）。

制裁金の上限は前事業年度における総売上高の一〇パーセントである（規則一／二〇〇三第二三条二項）。コミッションは「共同体法」⁽⁴²⁾違反の存在および適正な制裁金の問題について交渉しないとしている（和解手続告示第二段）。とくに制裁金の算定についてコミッションは広範な裁量の余地を有している⁽⁴³⁾。

二〇〇六年制裁金算定方法ガイドライン⁽⁴⁴⁾（以下、制裁金算定方法ガイドライン）には次のように述べられている。

「水平的価格設定、市場分割及び生産量制限を行う協定は通常秘密裏になされ、まさに本来的に最も有害な競争制限

に当たる。政策の問題として、それらには重い制裁金が科される⁽⁴⁵⁾」

そのため、水平的価格設定、市場分割、生産量制限などを行うハードコア・カルテルに対する制裁金の場合、その基本額は、(イ)違反行為が行われた取引市場における当該事業者の直近事業年度の売上高（直近関連売上高 (the value of sales)）に対する上限値として三〇パーセントが通常適用され、それに違反行為の継続年数を乗じるとともに、(ロ)それに「エントリー・フィー」(entry fee)と呼ばれる直近関連売上高の一五パーセントから二五パーセントを上乗せして基本額を算定する。すなわち、ハードコア・カルテルに対する制裁金基本額＝直近関連売上高×三〇％×継続年数＋直近関連売上高×一五～二五％となる。このようにして算出された基本額に増額要件（常習的違反、調査妨害、違反行為の率先など）および減額要件（違反行為の即刻中止（カルテル事件以外）、過失 (negligence)、限定的な参加、実効的な協力、公的機関や立法による許可・奨励など）が加味されて制裁金が算定される⁽⁴⁶⁾。さらに、違反対象の物品やサービス以外に多くに多大な売上高を有する事業者に対しては、十分な抑止効果を確保するため、制裁金を増額することができる⁽⁴⁷⁾。また、違反の結果として不当に得られた利得を上回るように制裁金を増額する必要性が考慮される⁽⁴⁸⁾。コミッションは一定の場合には「象徴的な」(symbolic)制裁金を科すこともできるし、特定の事件で制裁金算定方法ガイドラインから逸脱することを正当化することが可能である⁽⁴⁹⁾。事業者が最終的な和解申請書を提出するためには、「和解協議の間になされた進展により潜在的な異議の範囲、及び、コミッションにより科されることが想定される制裁金の程度についての見積もりに関する、共通の理解に至る」ことが必要である（和解手続告示第一七段）。前述のようにコミッションは制裁金等について交渉することを否定するが、「共通の理解」に達するには何らかの交渉が不可欠であると思われる⁽⁵⁰⁾。なお、これは最終的な制裁金額についての共通の理解ではない点に注意を要する⁽⁵¹⁾。つまり、和解申請を提出するかどうかを判断する際に重要な判断材料となる制裁金の最終的な金額がその段階で確定されるわけではない⁽⁵²⁾。

(2) リーニエンシー制度の併用

リーニエンシー制度はカルテル（水平的カルテル）のみを対象とするものである。コミッションは、リーニエンシー制度を「カルテル事件を摘発すること及びコミッションが立証責任を果たすための証拠を収集すること」を目的とする「調査道具」と位置づけている⁽⁵³⁾。

二〇〇六年に改正された「カルテル事件における制裁金免除又は制裁金減額に関するコミッション告示」（以下、リーニエンシー告示）には「まさに本来的に秘密裏のカルテルについては、それに関与する事業者又は個人の協力がなければ探知及び調査することは困難なことがしばしばである」と述べられている⁽⁵⁴⁾。

制裁金の全額免除については、公正取引委員会ウェブサイト「世界の競争法 EU」に以下のように説明されている。

「[「コミッション」が立入検査等の審査活動の実施を決定するに十分な証拠を有していない時点で、当該決定を可能にする証拠及びコーポレートステートメントを最初に提出した事業者又は「コミッション」がEC条約第八一条違反を認定するに十分な証拠を有しておらず、かつ、どの事業者にも制裁金の条件付き免除が認められていない時点で、当該違反認定を可能にする証拠及びコーポレートステートメントを最初に提出した事業者者に認められる。コーポレートステートメントは、事業者が文書又は口頭の形式で為すもので、カルテルの詳細な説明及び他の参加事業者名等を含む。

制裁金の全額免除を受けるためには、申請者は、「コミッション」が合理的に必要と認める場合を除き、申請後直ちに当該カルテルへの関与を終了させること、「コミッション」の審査に全面的に協力し、すべての証拠を提供すること及び他の事業者に対してカルテル行為に参加するよう又はカルテル行為を続けるよう強要していないことが必要となる⁽⁵⁵⁾」。

また、制裁金の減額については、同様にして以下のとおりである。

「[制裁金の減額]の資格を得るためには、申請者は、「コミッション」が既に所有している証拠に関して著しい付加

価値を有する証拠を提供し、申請後直ちに当該カルテルへの関与を終了させなければならない。この要件を最初に満たした事業者には三〇～五〇%の減額、二番目に要件を満たした事業者には二〇～三〇%の減額、それ以降に要件を満たした事業者には二〇%までの減額が認められる。⁽⁵⁶⁾

以上はリーニエンシー制度の概略である。このようなリーニエンシー制度に対し、和解手続は、「正式の決定に至る手続の簡素化と迅速化を図り、それによって手続上の軽減と遵守確保のための資源を内部的に再配置することを可能にすること」を目的としている。⁽⁵⁷⁾

このようにリーニエンシー制度と和解手続の目的が異なるため、「事業者が提供する協力が両方の告示に該当するならば、それらに従って両方から報酬が与えられる」(和解手続告示第一段)。すなわち、「和解に至った事件にリーニエンシー申請者が含まれている場合、同人へのリーニエンシーに基づく報酬に加えて、和解についても制裁金の減額がなされる」(和解手続告示第三三段)。ただし、和解協議に入るための最終期限が満了した後リーニエンシー制度を利用することはできない。⁽⁵⁸⁾ (和解手続告示第一一、一三段)。

なお、リーニエンシーと和解の両方による制裁金減額の可能性について、次のような批判も存在する。

「しかしながら、カルテルに対して制裁金が唯一の制裁となっている遵守確保体制において、制裁金がすでに年間売上高の一〇パーセントという法定上限を超えないよう調整された後に、リーニエンシー及び「制裁金算定上の」軽減事由に加えてさらに「和解手続による」別の制裁金減額を適用するには、資源を他に転用できることから得られる利益と抑止の喪失との間のバランスをとらなければならない。⁽⁵⁹⁾」

(3) 私訴との関係

二〇〇八年四月二日、「EC アンチトラスト・ルールの違反に対する損賠賠償請求訴訟に関する白書」が採択

され、EU競争法違反による被害者が国内裁判所で容易に救済を受けられるようにすることを内容とするEU立法を制定することが目指されている。⁽⁶⁰⁾

他方、和解制度は一般に、関連情報の公開を妨げることにより、国内裁判所における損害賠償訴訟（とくに競争当局の決定をうけて行われるフォロウオン (follow-on) 訴訟）を困難にするおそれがあると言われる。⁽⁶¹⁾

リーニエンシー告示では、制裁金の減免は「EC条約第八一条違反に参加したことによる民事法上の諸結果から事業者を保護するものではない」ことが明示されているが、⁽⁶²⁾ 和解手続告示にはそのような言及は見られない。

和解申請書には、当事者の違反に対する責任についての自認が、違反行為の目的、当事者の役割、違反への参加期間などともに情報として含まれている。このような和解申請書がどのように保護されるかについて、⁽⁶³⁾ 和解手続告示は次の点を示している。

第一に、和解に基づく異議告知書が出されるとファイルへのアクセスは認められないため、和解申請書へのアクセスは不可能となる。同一カルテル事件において一部の当事者のみが和解手続を利用する「ハイブリッド」なケース⁽⁶⁴⁾においては、和解を要請しなかった当事者に和解申請書へのアクセスがコミッションの建物内で認められるが、コピーをとることは許されない。申立者 (complainants) のような他の当事者については和解申請書へのアクセスは認められない（和解手続告示第三五、三六段⁽⁶⁵⁾）。第二に、和解申請書は、同等の保護など一定の要件が充たされる場合にのみ国内競争当局に送付される（和解手続告示第三七段）。第三に、申請者の要請がある場合、コミッションは口頭による和解申請を受諾することができ、口頭の和解申請はコミッションの建物内で記録される（和解手続告示第三八段）。記録された内容はコミッションの文書として扱われ、事業者が保持する文書とはみなされない。⁽⁶⁷⁾ 第四に、コミッションは関係当事者の同意がなければ、国内裁判所に和解申請書を送付しない（和解手続告示第三九段）。

五 結語に代えて

和解により、違反決定手続の迅速化に対する「報酬」が当事者に与えられる。すなわち、和解当事者の各々に対し、制裁金額の一〇パーセントが一律に減額される⁽⁶⁹⁾(和解手続告示第三二段)。ただし、実際のコミッシオンに比べては、制裁金算定方法ガイドラインによれば、違反対象の物品やサービス以外に多くに多大な売上高を有する事業者に対して十分な抑止効果を確保するため、制裁金を増額することができる⁽⁷⁰⁾のに対して、和解が達成された場合、その増額は二倍を超えないものとされている(和解手続告示第三二段)。

コミッシオンにとって当事者と和解を達成する場合の最大のメリットは、迅速かつ効率的なカルテル事件の処理により、コミッシオンの資源が他の事件に振り向けられるようになるという点にあるとされている⁽⁷¹⁾。それはとくに、異議告知書が出された後の口頭聴聞およびファイルへのアクセスを省略することにより達成することが図られている⁽⁷²⁾。ただし、デュー・プロセスに関わる問題については、和解手続の間のいかなる時点においても聴聞官 (the Hearing Officer) が関与することができる (和解手続告示第一八段)。なお、同一カルテル事件の一部の当事者のみが和解手続を利用する「ハイブリッド」なケースでは、他の当事者について通常の違反決定手続が使用される。後者の手続においては前者と異なる異議告知書が作成され、口頭聴聞およびファイルへのアクセスが行われる。そのため、すべての当事者が和解手続を利用するのではない限り、必ずしも迅速かつ効率的な事件処理が達成されるわけではないように思われる⁽⁷³⁾。

他方、和解決定は、通常の違反決定と同様、EC条約第二三〇条(取消訴訟)に基づく第一審裁判所(および欧州司法裁判所)の司法審査に服する⁽⁷⁴⁾(和解手続告示第四一段)。すなわち、和解決定により第一審裁判所への提訴

を放棄させることはできない。コミッションは、和解手続の導入により第一審裁判所（および欧州司法裁判所）におけるカルテル事件の訴訟が減少するかもしれない、としている⁽⁷⁵⁾。しかし、関連研究によれば、コミッションに制裁金算定で広範な裁量権が認められたままではコミッション決定に対する取消訴訟件数は減らないとされている⁽⁷⁶⁾。その根拠として、二〇〇三年から二〇〇六年にかけてのカルテル事件に関する第一審裁判所の判決五〇件のうち、二六件で制裁金が減額され、かつ、そのうち一八件がリーニエンシー制度の適用を含む不適切な制裁金算定を理由としていると指摘されている。そのため、和解手続の導入よりもむしろ、制裁金の算定を透明性と予測可能性あるものとする⁽⁷⁷⁾ことによって、訴訟件数を減らすことが可能となると主張されている。

- (1) Council Regulation (EC) No. 1/2003 of 16 December 2002 on the implementation of the rules on competition laid down in Articles 81 and 82 of the Treaty [2003] *Official Journal* L 1/1. 本規則に「たゞせば市川 芳治」第12章 EU競争法Ⅲ（エンフォースメント）「庄司克宏編『EU法 実務篇』岩波書店、二〇〇八年所収、三二一—三四六頁、高澤美有紀「EU競争法の改正—執行手続の強化と分権化—」『レファレンス』第六五二号、二〇〇五年五月、五一—六〇頁、David J. Gerber and Paolo Cassinis, “The ‘Modernisation’ of European Community Competition Law: Achieving Consistency in Enforcement – Part I & II”, *European Competition Law Review*, Vol. 27, Issue 1, 2006, pp. 10–18 and Issue 2, 2006, pp. 51–57 参照。
- (2) Commission Regulation (EC) No. 773/2004 of 7 April 2004 relating to the conduct of proceedings by the Commission pursuant to Articles 81 and 82 of the EC Treaty [2004] *Official Journal* L 123/18.
- (3) 庄司克宏著『EU法 政策篇』岩波書店、二〇〇三年、五八—六一頁。
- (4) Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No. 1/2003 [2006] *Official Journal* C 210/2. 「れにひくは」たゞせば以下参照。Sven B. Völker, “Rough Justice? An Analysis of the European Commission’s New Fining Guidelines”, *Common Market Law Review*, Vol. 44, No. 5, 2007, pp. 1285–1320, 亀岡悦子「EU制裁金算定ガイドラインの改正」『国際商事法務』第三四卷一一号、二〇〇六年一一

月、一四四九—一四五三頁。

- (5) 以下に引用した点に参照。Stephen Blake and Dominik Schnichels, “Leniency Following Modernisation: Safeguarding Europe’s Leniency Programmes”, *European Competition Law Review*, Vol. 25, Issue 12, 2004, pp. 765–770; Christof Swank and Maria R. Molica, “Leniency Applicants Face to Modernisation of EC Competition Law”, *European Competition Law Review*, Vol. 26, Issue 9, 2005, pp. 507–517; Céline Gauer and Maira Jaspers, “Designing a European solution for a ‘one-stop leniency shop’”, *European Competition Law Review*, Vol. 27, Issue 12, 2006, pp. 685–692; Jatinder S. Sandhu, “The European Commission’s Leniency Policy: A Success?”, *European Competition Law Review*, Vol. 28, Issue 3, 2007, pp. 148–157.
- (6) Commission notice on immunity from fines and reduction of fines in cartel cases [2006] *Official Journal C* 298/17.
- (7) *White Paper on Damages Actions for Breach of the EC antitrust rules*, COM(2008) 165 final, Brussels, 2.4.2008. 以下に引用した点に参照。“Editorial Comments: A little more action please! – The White Paper on damages actions for breach of the EC antitrust rules”, *Common Market Law Review*, Vol. 45, No. 3, 2008, pp. 609–615; Ilya Segal and Michael Whinston, “Public vs. Private Enforcement of Antitrust Law: A Survey”, *European Competition Law Review*, Vol. 28, Issue 5, 2007, pp. 306–315; Paolisa Nebbia, “Damages actions for the infringement of EC competition law: compensation or deterrence?” (2008) 33 *E.L. Rev.*, pp. 23–43.
- (8) 「和解手続」に関する記述については、公正取引委員会ホームページ「世界の競争法 目録」(<http://www.jftc.go.jp/worldcom/html/country/ku.html>) を参照した。
- (9) Commission Regulation (EC) No 622/2008 of 30 June 2008 amending Regulation (EC) No 773/2004, as regards the conduct of settlement procedures in cartel cases [2008] *Official Journal C* 167/1.
- (10) Commission Notice on the conduct of settlement procedures in view of the adoption of Decisions pursuant to Article 7 and Article 23 of Council Regulation (EC) No 1/2003 in cartel cases [2008] *Official Journal L* 171/3.
- (11) “What are the main differences between the current Commission’s leniency programme and the settlements

- (16) Andreas Stephan, *op. cit.*, pp. 6-8.
- (17) “4. New cases - Subject-matter of the action (2000-07)”, Statistics of judicial activity of the Court of First Instance, *The Annual Report 2007* (Provisional Version) (available at http://curia.europa.eu/en/instit/presentation/rapport/stat/07_trib_stat.pdf, accessed on 31/08/2008).
- (18) Commission Regulation (EC) No 622/2008, *op. cit.*, para. 4.
- (19) “Why does the Commission introduces a settlement procedure?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels – frequently asked questions, *op. cit.*
- (20) 公正取引委員会ウェブサイト「世界の競争法 E.U」前掲を参照した。
- (21) 規則一／二〇〇三第七條、改正規則七三／二〇〇四第一、五—九條、Commission notice on immunity from fines and reduction of fines in cartel cases, *op. cit.*, paras. 14-22, 27-30.
- (22) 規則一／二〇〇三第一七—二二條、改正規則七三／二〇〇四第三、四條。
- (23) 異議告知書には、コミッションの理解に基づく事実関係、EC条約第八一、八二条違反を説明する法的分析、コミッションが考えている是正策等が示されている。事業者は設定期限内に回答するよう求められる（改正規則七三／二〇〇四第一〇條）(Alison Jones and Brenda Suftrin, *EC Competition Law* (3rd ed.), Oxford University Press, Oxford, p. 1189)。
- (24) 規則一／二〇〇三第一四、二七、二八條、改正規則七三／二〇〇四第一〇—一六條。
- (25) 規則一／二〇〇三第七、二二三條。Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No. 1/2003, *op. cit.*
- (26) 規則一／二〇〇三第三二條。
- (27) “Overview of the procedure leading to the adoption of a (settlement) Decision pursuant to Articles 7 and 23 of Regulation (EC) No. 1/2003” in Commission Notice on the conduct of settlement procedures in view of the adoption of Decisions pursuant to Article 7 and Article 23 of Council Regulation (EC) No. 1/2003 in cartel cases, *op. cit.*, p. 6.

- (28) “When can a company request the initiation of settlement discussions? When do settlement discussions start?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels — frequently asked questions, *op. cit.*
- (29) *Ibid.*
- (30) “When and how will settlements discussions take place?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels — frequently asked questions, *op. cit.*
- (31) *Ibid.*; “Overview of the procedure leading to the adoption of a (settlement) Decision pursuant to Articles 7 and 23 of Regulation (EC) No. 1/2003”, *op. cit.*, p. 6.
- (32) “When and how will settlements discussions take place?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels — frequently asked questions, *op. cit.*
- (33) “What are the main conditions to obtain a settlement decision for a company?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels — frequently asked questions, *op. cit.*; “Overview of the procedure leading to the adoption of a (settlement) Decision pursuant to Articles 7 and 23 of Regulation No (EC) 1/2003”, *op. cit.*, p. 6.
- (34) “What are the main conditions to obtain a settlement decision for a company?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels — frequently asked questions, *op. cit.*
- (35) “Overview of the procedure leading to the adoption of a (settlement) Decision pursuant to Articles 7 and 23 of Regulation No (EC) 1/2003”, *op. cit.*, p. 6.
- (36) 異議告知書が当事者の和解申請を反映していない場合、口頭聴聞およびファイルへのアクセスを含む通常の違反決定手続が適用される（改正規則七七三／二〇〇四第一〇条二項、第二二条一項、第二五条一項、和解手続告示第二七段）。
- (37) “Overview of the procedure leading to the adoption of a (settlement) Decision pursuant to Articles 7 and 23 of Regulation No (EC) 1/2003”, *op. cit.*, p. 6.
- (38) 和解決定は、規則一／二〇〇三第九条に基づく確約（commitments）決定とは異なる（訳語については、公正

取引委員会ウェブサイト「世界の競争法 EU」前掲を参照した。）。確約決定はEU競争法違反を認定したり制裁金を科したりするものではなく、コミッションの懸念に応えるべく申し出のあった確約を事業者に義務づけることによりEU競争法に違反する疑いのある行為を止めさせるものである。確約決定により確約は法的拘束力を付与され、コミッションによる行動の根拠がもはや存在しないと結論付けられる。確約決定はカルテル事件には適さないこととされてゐる（“What are the main differences between ‘commitment’ decisions and procedures on the one hand and ‘settlement’ decisions and procedures on the other?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels – frequently asked questions, *op. cit.*）。

(39) コミッションは和解内容と異なる決定を採択する権利を留保している。その場合、通常の違反決定手続が適用され、新たな異議告知書の採択と告知が必要となる（和解手続告示第二九段）。

(40) “How will the 10% reduction of fine be determined for settlement decisions?” and “Is the settlement reduction the same for all parties settling?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels – frequently asked questions, *op. cit.*; “Overview of the procedure leading to the adoption of a (settlement) Decision pursuant to Articles 7 and 23 of Regulation No (EC) 1/2003”, *op. cit.*, p. 6.

(41) Case C-189/02 P, C-202/02 P, C-205/02 P to C-208/02 P and C-213/02 P *Dansk Rørdindustri A/S and others v. Commission* [2005] ECR I-5425, para. 172.

(42) 必ずしも競争法に限定しなくてはならぬ。

(43) Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No. 1/2003, *op. cit.*, para. 2.

(44) Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No. 1/2003, *op. cit.*

(45) Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No. 1/2003, *op. cit.*, para. 23.

(46) *Ibid.*, paras. 9-33. 公正取引委員会ウェブサイト「世界の競争法 EU」前掲を参照した。

- (47) Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No. 1/2003, *op. cit.*, para. 30.
- (48) *Ibid.*, para. 31.
- (49) *Ibid.*, paras. 36, 37.
- (50) Andreas Stephan, *op. cit.*, p. 46, 47, 55.
- (51) *Ibid.*, p. 56.
- (52) それに加えて、制裁金算定ガイドラインでコミッションに大幅な裁量権が認められているため、当事者が和解申請を出すことに困難を感じることがある。この点について Sven B. Völker, *op. cit.*, p. 1319, 1320 参照。
- (53) “What are the main differences between the current Commission’s leniency programme and the settlements procedure?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels — frequently asked questions, *op. cit.*
- (54) Commission notice on immunity from fines and reduction of fines in cartel cases, *op. cit.*, para. 3.
- (55) 公正取引委員会ウェブサイト「世界の競争法 EU」前掲を参照した。
- (56) 同右。
- (57) “What are the main differences between the current Commission’s leniency programme and the settlements procedure?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels — frequently asked questions, *op. cit.*
- (58) “Will the settlement reduction have a negative impact on the leniency programme?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels — frequently asked questions, *op. cit.*
- (59) Andreas Stephan, *op. cit.*, p. 54.
- (60) White Paper on Damages Actions for Breach of the EC antitrust rules, *op. cit.*
- (61) Jochen Burrichter and Daniel J. Zimmer, *op. cit.*, p. 621, 622; Andreas Stephan, *op. cit.*, p. 37.
- (62) Commission notice on immunity from fines and reduction of fines in cartel cases, *op. cit.*, para. 39.

- (63) 和解手続の下では、和解に基づく異議告知書は通常の違反決定手続の場合よりずっと短いものになるとされているため (Press release, Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels, *op. cit.*)、事後に損害賠償を求めるフォロオン訴訟を提起する私人にとって利用可能な情報が少なくなるといふ結果が生じる (Andreas Stephan, *op. cit.*, p. 48)。
- (64) 和解手続告示第一四段では、違反決定手続の一部の者が和解協議を要請することが想定されている。また、同告示第一九、二〇段によれば、当事者は和解協議に入っても和解申請を出さないこともできる。この場合、通常の違反手続が適用される。
- (65) “How are settlement submissions protected against discovery orders from other jurisdictions? Can the parties introduce settlement submissions orally?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels — frequently asked questions, *op. cit.*
- (66) Commission Notice on cooperation within the Network of Competition Authorities [2004] *Official Journal C* 101/43, paras. 26–28.
- (67) 市川芳治、前掲論文、三三二頁。
- (68) Commission Notice on the co-operation between the Commission and the courts of the EU Member States in the application of Articles 81 and 82 EC [2004] *Official Journal C* 101/54, para. 26.
- (69) “Is the settlement reduction the same for all parties settling?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels — frequently asked questions, *op. cit.*
- (70) Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No. 1/2003, *op. cit.*, para. 30.
- (71) Commission Regulation (EC) No. 632/2008, *op. cit.*, para. 4; “Why does the Commission introduces a settlement procedure?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels — frequently asked questions, *op. cit.*
- (72) 和解手続による効率性の達成につき、次のような指摘がなされている。「和解手続告示において概略が示されて

いる時間の節約は、違反企業によるファイルへのアクセスおよび口頭聴聞の要請が典型的に発生する、異議告知書から最終決定までの間において明らかに生じる。二〇〇一年以降処理されたカルテル事件を見るならば、この期間は平均一・二から一・三カ月である。それゆえ、和解手続告示の想定するように和解手続が進むと仮定すれば、手続に要する時間を潜在的に三分の一まで削減することが可能かもしれない。これにより、次のカルテル事件で用いることのできるかなりの資源を節約することになるはずである。すなわち、「一層多くの違反に対して一層時宜にかなった罰を与え、その結果抑止を増大させることになる。」(Andreas Stephan, *op. cit.*, p. 42, 43.)

(73) Yves Botteman and Laura Atlee, *op. cit.*

(74) “Does a settlement decision imply that a company who accepted to acknowledge its participation to an infringement of Community law will not make an appeal to the Court of first instance?” in Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels – frequently asked questions, *op. cit.*

(75) Press release, Antitrust: Commission introduces settlement procedure for cartels, IP/08/1056, Brussels, 30th June 2008.

(76) Andreas Stephan, *op. cit.*, p. 50, 51.

(77) Andreas Stephan, *op. cit.*, p. 52.